

## これまでの検討経過

検討組織	時期	検討内容
安曇野地域合併協議会	平成17年2月	【合併協定書より抜粋】 4. 新市の事務所の位置 (1) 新市の事務所の位置は、当面の間、豊科町大字豊科 4932 番地 46 (南安自治会館) とする。 (2) 新庁舎については、住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係等を考慮し、新市において検討する。
安曇野市行政機構等研究委員会 (庁内組織)	平成18年11月～	庁舎の老朽化・耐震化等の状況、「分庁方式」による市民の不便や行政運営上の非効率性について「安曇野市の庁舎の現状と課題」として平成19年10月に市長へ報告。
安曇野市本庁舎等建設検討委員会 (市民組織)	平成19年10月～	市民サービスを優先することを基本としながら適切な規模の本庁舎を建設することが必要である旨の「本庁舎等建設についての提言書」を平成20年4月に市長へ提出。
安曇野市本庁舎等建設審議会 (市民組織)	平成20年10月～	上記の提言書を受け、本庁舎の建設候補地、本庁舎の規模・機能等について具体的な調査・研究を行い、その結果を平成21年度に市長へ答申予定。



本庁舎等建設審議会へ諮問

機能や規模のあり方の検討が大きく関係しているといえます。このことから10月8日には、市長が各地域審議会に対し、行政改革を推進するために本庁舎の建設を前提とした総合支所について諮問しました。この答申については、来年2月を予定しています。

なお、今後の各審議会の会議録(要旨)は、市ホームページ(www.city.azumino.nagano.jp)でご覧いただけます。

☎総務課庶務係  
(TEL) 71・2000 (FAX) 71・5000

## 本庁舎等の建設基本構想の策定に向け 本庁舎等建設審議会へ諮問

市役所の本庁舎等の建設に関する事項を本庁舎建設審議会へ、また、総合支所に必要不可欠な市民サービスについて地域審議会へ諮問しました。

### 本庁舎等建設審議会へ

本庁舎等建設検討委員会から提言書を受け(広報あづみの5月号参照)、市では本庁舎等の建設基本構想の策定に向けての調査と研究を行う附属機関「本庁舎等建設審議会」を設置しました。この審議会は、公募により選考された市民6人を含め25人で構成しています。

10月6日に開催した第1回審議会では、市長が委員の委嘱を行い、本庁舎等の建設に関する事項を諮問しました。この諮問を受け、本庁舎等建設審議会では、本庁舎等の規模と機能、建設候補地などについて調査と研究を行い、建設基本構想その他必要な事項を来年7月までに答申する予定です。

### 地域審議会へ

地域審議会は、合併前の町村を単位とし設置している市の附属機関で、公募も含め、それぞれ15人で構成しています。

本庁舎等の規模や機能の検討するにあたっては、総合支所の

## 1 本庁舎等建設審議会への諮問内容

市役所本庁舎等の建設基本構想その他必要な事項に関することについて諮問しました。

### 諮問の趣旨(原文)

安曇野市が誕生して3年が過ぎました。市は目指すべき将来像とその実現に必要な諸施策の方向性を定め、市政の最も基本となる「第1次安曇野市総合計画」を策定し、これからのまちづくりを進めています。また、合併による効果を最大限活かす、限られた財源の中で効果的な施策を展開し、柔軟で効率的、そして透明性の高い行政運営を行っていくために「行政改革大綱(第1次)・行政経営改革プラン」を策定し行政改革に取り組んでおります。

具体的な取組みの一つとして、総合計画では『本庁舎等の建設検討』を、行政経営改革プランでは、『本庁・総合支所の総合的な見直し』を位置づけています。

ご承知のとおり安曇野市は平成17年10月1日の合併以来、旧南安自治会館を市役所の本庁舎として活用しています。現在の本庁舎は極めて狭隘なために、当面の間の措置として、旧町村役場庁舎を活用し本庁機能を8つの庁舎に分散させる「分庁方式」を採用しています。

しかしながら、合併後3年が経過し、市庁舎を利用する市民の利便や行政運営面で様々な不具合も生じてきています。また、施設の老朽化も大きな課題となっています。本庁機能を1か所に集約することで、より専門性を持った職員による質の高い行政サービスを提供し、併せて適切な定員管理を図ることができると考えています。

そこで、市では平成18年11月に庁内組織である「安曇野市行政機構等研究委員会」を設置し、庁舎の現状と課題をとりまとめたうえで、新たな本庁舎が必要である旨の報告書を市長に提出しました。

これを受け、市民を含めたなかで、本庁舎等の建設の必要性について協議していただくため、平成19年10月に「安曇野市本庁舎等建設検討委員会」を設置し、白紙の状態から慎重に協議いただきました。その結果、「本庁舎を建設することが必

要である」との意見統一がされ、平成20年4月に「本庁舎等建設についての提言書」が市長に提出されました。

これまでの検討経過を踏まえ、市では新たな本庁舎建設を推進することが必要であると考え、平成20年第2回安曇野市議会臨時会(7月)において、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、「安曇野市本庁舎等建設審議会」の設置についての条例を上程し、認められたところであります(※1)。

審議会において、あらためて本庁舎等を建設するための課題について調査及び研究を行ったうえで、建設基本構想その他必要な事項について答申いただきますようお願いいたします。

## 2 地域審議会への諮問内容

行政改革を推進するために本庁舎の建設を前提とした、貴地域の総合支所に必要不可欠な市民サービスについて諮問しました。

### 諮問の趣旨(原文)

(冒頭の内容は、本庁舎等建設審議会の諮問の趣旨と※1まで同文)

今後さらに具体的にこの本庁舎等の建設検討を進めていくには、総合支所のあり方についての検討が不可欠になります。本庁舎と総合支所の規模、機能等が相互に密接な関わりを持つからです。

そこで、行政改革を推進するために本庁舎の建設を前提とした、貴地域の総合支所に必要不可欠な市民サービスについて答申いただきますようお願いいたします。



地域審議会へ諮問